

各委員等からの提案内容及び 見直しの方角性について（案）

肝炎対策基本指針に係る施行状況、各委員等からの提案内容及び見直し方針（案）

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
前文						
1	肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。	（基本的に変更無し）		※溝上委員提案の一部は別紙に記載	変更無し	
2	近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を実施し、平成19年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備について要請する等の取組を進めてきた。	・各都道府県に1つ以上の肝疾患診療連携拠点病院が設置。 ・都道府県において、肝炎対策に係る計画の策定及び肝炎対策協議会が設置、運営		・拠点病院の要件に関する諸提案（溝上委員）。	左記の現状の内容を追記	溝上委員提案は、拠点病院の設置に係る通知改正を行う上で検討
3	また、平成20年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。	（基本的に変更無し）			変更無し	
4	さらに、研究分野に関しては、平成20年6月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究7カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである	・平成23年12月に、肝炎治療戦略会議にて「肝炎研究10カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究を推進。			左記の現状内容に変更（10カ年戦略）	
5	しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差別が存在することが指摘されている。このような状況を改善し、今後、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。	（現状までの変化） ・肝炎ウイルス検査による感染率は年々低下傾向、及び肝がんにより死亡率も低下傾向である。 ・各都道府県に1つ以上の肝疾患診療連携拠点病院が設置 ・都道府県において、肝炎対策に係る計画の策定及び肝炎対策協議会が設置、運営 ・インターフェロンフリー治療によるC型肝炎治療の進展 ・肝炎医療費の一部助成や定期検査費用への助成等患者支援の充実 ・肝炎対策への取り組みにおいて、都道府県毎での格差や職域における検診など諸課題が指摘されている ・肝炎検査で陽性となった方で、受診されていない方が50万人以上推計される旨、研究班より報告有り			左記の現状の内容を追記（修正）	
6	本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第9条第1項の規定に基づき策定するものである。				（変更無し）	
7	なお、我が国では、現在、肝炎に罹患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。				（変更無し）	
第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向						
(1) 基本的な考え方						
8	肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。	肝炎総合対策、特に普及啓発を推進		・今後の取組の方針や具体的な取組について記述する前に、基本法施行後、これまでの取り組みの成果や課題（たとえば、とりわけC型肝炎の治療の進展や患者支援が充実された一方で、地域における対策に格差があることや事業主による肝炎健診が進んでいないことなど）について、言及してはどうか（山中委員）。	検査の促進、フォローアップや早期治療を図ることにより、肝硬変・肝がんへの移行者を減らし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを目標とする旨、追記。	山中委員の意見は前文で反映。

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
9	また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。	肝炎対策協議会等の場を通じ、国、地方自治体、関係団体及び患者団体での連携を実施	「また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって連携し、具体的な目標や達成時期を設定し、定期的に達成度を評価することが重要である。」と改訂する。		指標の設定を行うことが重要である旨追記	
(2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進						
10	肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要である。	・平成14年度から26年度までの自治体による肝炎ウイルス検査の受検者数はB型、C型とも延べ1700万人。判明した陽性者はB型は16万人、C型は14万人に上る（資料3参照）。 ・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」及び地方自治体、拠点病院を通じて、肝炎ウイルス検査及び職域における肝炎ウイルス検査の取り組みへの働きかけ等の啓発を実施（知って肝炎関係では「自分の命は自分で守る」との考えの下、検査を受けるよう推奨）。 ・肝炎検査で陽性となった方で、受診されていない方が相当数存在する旨、研究班より報告有り			(以下の内容を追加) ・職域での受検の取り組みを進めること、及び陽性者の適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備を併せて取り組んでいくことが必要。 ・未だ検査を受けていない人も、自身の健康、生命に関わることから早期に検査を受け、結果を認識し、受診などの行動に繋げていくことが重要。	
(3) 適切な肝炎医療の推進						
11	肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。				変更無し	
12	肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。	・肝炎診療の均てん化と医療水準の向上を目的に、全国47都道府県に70施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。			変更無し	
13	また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である	肝炎患者に対する医療費及び定期検査費用への助成を実施			変更無し	
14	このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制の整備の促進に向けた取組を進める必要がある。	・全国47都道府県に70施設の肝疾患診療連携拠点病院を設置。拠点病院、肝疾患専門医療機関、かかりつけ医間のネットワーク体制を構築。	「このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制の整備の促進に向け、肝炎対策に特化した指針を策定するとともに専門医との連携が十分に図られるよう各種の取組を進める必要がある。」と改訂する。	・また、医療従事者が安心かつ安全で質の高い肝炎医療を提供できるよう、各職種の専門性を活かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療推進とともに、地域における病病連携、病診連携の強化を図る（溝上委員）。 ・専門医療機関について、一定水準の医療の提供、都道府県に対する定期報告、拠点病院との連携強化を求めるべき（溝上委員）	・拠点病院が中心となって、地方自治体と協力して、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域での連携の強化等を図る旨を追記。	地方自治体における指針の策定等については第9の計画策定にて対応。
15	また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能であり、また、ウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面がある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。	・肝炎患者の医療費負担を低減し、医療アクセスの機会を担保するため、平成20年4月から、ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法への医療費助成を開始し、順次、対象医療を拡充。 ・平成20年度から26年度までの7年間で肝炎医療費助成の交付を受けた患者は459,208人で、投じた予算は国費ベースで960億円。	「また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療、C型肝炎の各種経口薬またはB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）をはじめとする療法（以下、抗ウイルス療法等という）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、これらの療法は結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。このため、引き続き、抗ウイルス療法等に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。」と改訂する。	・C型肝炎の各種経口薬について、触れたほうが良いのではないかと（村上委員）。	インターフェロンフリー治療の現状を追記するとともに、患者団体の意見を踏まえた記述変更を行う。	
(4) 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進						
16	肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。	・平成20年6月に策定された「肝炎研究7カ年戦略」、平成23年12月に策定された「肝炎研究10カ年戦略」を基軸として、戦略的に推進。 ・肝炎に関する基礎研究、臨床研究、疫学研究など重要性の高い研究に重点的に研究資源を投入。 ・インターフェロンフリー治療によるC型肝炎治療の進展			基本的な修正無し（微修正程度）	
17	また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても進める必要がある。	・肝炎に関する行政研究は、政策的に必要性の高い分野に重点的に研究資源を投入。 ・行政研究での成果は、政策の検討などに活用。 ・肝炎検査で陽性となった方で、受診されていない方が50万人以上推計される旨、研究班より報告有り			基本的な修正無し（微修正程度）	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
(5)肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発						
18	肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付かなく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要がある。	・ウイルス性肝炎に対する正しい知識が広く受け入れられるよう、肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動を実施。		・肝炎の予防の視点が薄いと考えられるため、「肝炎についての正しい知識を持つよう」「肝炎についての予防を含めた正しい知識を持つよう」としてはどうか（山中委員）。	感染拡大の予防及び肝炎治療には、国民一人ひとりの自覚を促すことが必要である旨を追記。	
19	さらに、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識の普及が必要である。	・医学的・法律的な観点から、肝炎患者に対する偏見や差別の実態を把握するための行政研究を実施。		・医療機関において差別的なことを言われたり偏見を感じるという患者は非常に多い。医療機関での感染症対策実施時の配慮が望まれる（米澤委員）。	肝炎についての正しい知識の周知及び適切な対応が必要である旨を追記。	
(6)肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実						
20	肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。	・肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談センターが設置され、肝炎患者とその家族の肝炎に対する不安や疑問に対応。 ・国立国際医療研究センター肝炎情報センターでは、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの相談員を対象とした研修会を実施。 （現状の変化） ・行政事業レビューを踏まえ、従来拠点病院へ助成していた支援等経費について、肝炎情報センターも加えて助成へと再編予定。			基本的な修正無し	
21	また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、取組を強化する必要がある。	・肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、スペシャルサポーターを起用したポスターや動画を作成し、効果的・効率的な普及啓発や情報発信を実施。 ・肝炎情報センターや拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて、肝炎の医療機関や基礎情報を提供 （現状の変化） ・行政事業レビューを踏まえ、従来拠点病院へ助成していた支援等経費について、肝炎情報センターも加えた助成へと再編予定。			基本的な修正無し	
第2 肝炎の予防のための施策に関する事項						
(1)今後の取組の方針について						
22	感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。	・肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）など種々の広報活動や研修事業等を実施。			変更無し	
23	また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、引き続きこの取組を進める。	・厚生労働科学研究「小児におけるB型肝炎の水平感染の実態把握とワクチン戦略の再構築に関する研究【(H25～H27)】」を実施。		・B肝母子感染予防対策に言及があるが、その対策の評価が十分にされていないのではないか。母子感染対策の効果は、保険適応になって以後の効果検証が必要ではないか。（田中委員）。	変更無し	
24	さらに、B型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、B型肝炎ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う必要がある。	・厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、B型肝炎について広くHBワクチン接種を促進するための技術的な検討の結果をとりまとめ。	「さらに、B型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、 <u>具体的な水平感染防止策を講じて行く。</u> 」と改訂する。	・（追加）すでにUniversal vaccinationは決まっていますので、検証を行う（溝上委員）。 ・B型肝炎ワクチンの予防接種については、来年度から実施する方向で、調整中と聞いています。その結果によっては、「B型肝炎ワクチンの予防接種のあり方について検討を行う必要がある」や「当該ワクチンの予防接種のあり方について検討を行う。」の記載が変わるものと思います（山中委員）。	B型肝炎ワクチンの予防接種にかかる対応状況を踏まえて修正（P）	厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会）での議論を踏まえ記載
(2)今後取組が必要な事項について						
25	ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するため、日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料や、集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研究を推進する。また、当該研究の成果物を活用し、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。	・厚生労働科学研究「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究【(H23～H25)】」を実施。 ・厚生労働科学研究を通じて作成したガイドラインを、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。	「国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するため、 <u>研究班が作成した日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料や、保育施設、高齢者施設など集団生活が営まれる施設での感染予防ガイドラインが実際に活用されるよう、地方公共団体と連携を図り、普及啓発を行う。なお、1年に1度活用状況を確認する。</u> 」と改訂する。		・感染予防ガイドラインについて活用されるよう検討を行い、普及啓発を行う旨修正	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
26	イ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究【(H24～H25)】」の実施。 ・「肝炎総合対策国民運動事業(知って、肝炎プロジェクト)」を通じて、各世代の国民に対し、効果的・効率的な普及啓発や情報発信を実施。	「また、中学校と高等学校の保健体育の教科書に感染について知識と情報を盛り込むことを進める。」と追加する。		普及啓発を進めるために、地方自治体、教育関係者等様々な関係者と連携し、検討をしていく旨明記。	
27	ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。			・医療従事者等へのB肝ワクチンに言及されているが、米国の透析ガイドラインでは、ワクチン接種を推奨・明記している。同様の検討が必要ではないか。(田中委員)。	国及び地方自治体に加え、肝炎情報センター及び拠点病院も情報提供を行うことを追加	
28	エ 国は、水平感染防止の手段としてのB型肝炎ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報を踏まえ、当該ワクチンの予防接種の在り方について検討を行う。	・厚生労働科学研究「小児におけるB型肝炎の水平感染の実態把握とワクチン戦略の再構築に関する研究【(H25～H27)】」を実施。 ・厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、B型肝炎について広くHBVワクチン接種を促進するための技術的な検討の結果をとりまとめ。(28年度より実施の方向)	「国は、水平感染を防止するため、地方公共団体と協力し、 <u>新生児へのユニバーサルワクチンの予防接種を実施する。</u> 」と改訂する。	・ユニバーサルワクチンの定期接種化の早急な実施が望まれる(米澤委員)。 ・B型肝炎ワクチンの予防接種については、来年度から実施する方向で、調整中と聞いています。その結果によっては、「B型肝炎ワクチンの予防接種のあり方について検討を行う必要がある」や「当該ワクチンの予防接種のあり方について検討を行う。」の記載が変わるものと思います(山中委員)。	B型肝炎ワクチンの予防接種にかかる対応状況を踏まえて修正(P)	厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会)での議論を踏まえ記載
第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
29	肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にある。	・職場健診でのB型、C型ウイルス検査は、選択項目により実施されている場合、又は人間ドックにより実施されているケースとなる。 (労働安全衛生法第66条第1項に定める健康診断の項目に肝炎ウイルス検査は入っていない、 ・肝炎ウイルス検査の結果に関する情報については、通達によりプライバシー保護に十分配慮することを求めている。			変更無し	
30	しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であり、このため、従前から実施している肝炎ウイルス検査の受検者数の把握のための調査に加えて、肝炎ウイルス検査の受検率について把握するための調査及び研究が必要である。	・平成14年度から26年度までの自治体による肝炎ウイルス検査の受検者数はB型、C型とも延べ1700万人。判明した陽性者はB型は16万人、C型は14万人。 ・平成23年度に肝炎検査受検状況実態把握事業を実施。	「しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であり、このため、従前から実施している肝炎ウイルス検査の受検者数の把握のための調査に加えて、肝炎ウイルス検査の受検率について把握するための調査及び研究を行ってきた。」と改訂する。		基本的に修正無し(現状を踏まえた修正のみ)	
31	また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。	・肝炎総合対策国民運動事業(知って、肝炎プロジェクト)、肝炎情報センター、拠点病院における普及啓発等を実施。			変更無し	
32	また、希望する全ての国民が肝炎ウイルス検査を受検できる体制を整備し、その効果を検証するための研究を推進する必要がある。	・出張型健診の実施、医療機関への委託検査、検診の場の活用など多様な選択肢を用意し、受検者の利便性に配慮。 ・健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検査の個別勧奨の実施。 ・肝炎ウイルス検査に関する検査情報サイト「肝炎ウイルス検査マップ」を肝炎情報センターにて掲載。 ・厚生労働科学研究「効果的な肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステム構築のための研究【(H26～H28)】」等の実施。	「また、 <u>全ての国民が肝炎ウイルス検査を受検できる体制を整備し、その効果を検証するための研究を推進してきた。研究された厚労科研の是永班、相崎班、渡辺班等の検診促進や陽性者フォローや職域における配慮の研究成果を地方公共団体や職域での肝炎ウイルス検査に具体的な活用を図る。</u> 」と改訂する。		研究の成果も踏まえ、受検者の利便性に配慮した検査体制整備について言及した修正を行う。	
33			「そして、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等を把握するための調査及び研究の成果から、地方公共団体や職域に対して受検率と検査後の受診向上に、情報のIT化や体制の整備・拡充等が必要である」と追加する。		受診向上に当たっては肝炎医療コーディネーターやITの活用など現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。 との趣旨で修正。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
34	さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、最新の肝炎ウイルス検査に関する知見の修得のための研修の機会を確保する必要がある。	・拠点病院により肝炎治療に関する最新の知見等を提供する研修会を実施。 ・肝臓病教室、家族支援講座の実施による肝炎医療の情報提供。 ・肝炎ウイルス財団による医療従事者への研修実施	「さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、最新の肝炎ウイルス検査に関する知見の修得のための研修の機会を年に一回以上確保する必要がある。」と改訂する。	・（追加）肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診体制の確立（溝上委員）。	（基本的に修正無し）	検査陽性者に対する受診体制は第4で記載
（2）今後取組が必要な事項について						
35	ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等について把握するための調査及び研究を行う。	・（前述）自治体による肝炎ウイルス検査の受診状況を毎年度公表 ・平成23年度に肝炎検査受検状況実態把握事業を実施。 ・厚生労働科学研究「急性感染も含めた肝炎ウイルス感染状況・長期経過と治療導入対策に関する研究【（H25～H27）】」の実施。		・感染症法に基づく届出が徹底されるよう対応すべき。感染原因についても「不明」が6割を占め多い。診察した医者が相談できるような体制が地域で取られている場合は届出数や感染原因判明数が多い傾向にあるため、こうした体制構築も検討すべき。（田中委員）。	引き続き把握するための取り組みを行う。との趣旨で修正。	
36	イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となっている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査実施とその体制整備を要請するとともに、肝炎ウイルス検査の個別勧奨や出張型検診等を推進することにより、更なる検査実施を支援する。	・都道府県、市町村での健康増進事業による肝炎ウイルス検査体制の確保。 ・平成26年4月から「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」を開始、拡充。	「イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となっている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、検査実施とその体制整備（IT化や個別勧奨におけるコール・リコール制など）の拡充を要請するとともに、肝炎ウイルス検査の個別勧奨や出張型検診等を推進することにより、更なる検査実施を支援する。」と改訂する。		・地方公共団体において肝炎ウイルス検査体制の充実に取り組み、国も必要な支援を行う。との趣旨で修正。	
37	ウ 国及び地方公共団体は、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報を強化する。あわせて、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、引き続き、これらの関係者から、労働者に対する受検勧奨が行われるよう要請する。	・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」及び地方自治体による広報を通じて、国民や保険者等への啓発活動を実施。 ・職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力要請を実施。 ・職域向けのパンフレット作成（HP掲載）	「ウ 国及び地方公共団体は、住民に向けた肝炎ウイルス検査に関する広報を強化する。あわせて、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者の理解と協力の下、これらの関係者から、IT化の利用を含め個人情報保護に配慮しつつ、労働者への受検勧奨が強化されるよう要請する。」と改訂する。		国及び地方公共団体が協力して広報に取り組みることが重要であることを明確にするとともに、産業医等の協力を通じた職域での受検推進に向けた検討を行う。の趣旨で修正。	
38	エ 国は、多様な検査機会が確保されるよう、医療保険者が健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき行う健康診査等及び事業主が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき行う健康診断に併せて実施する肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう医療保険者及び事業主に対して要請する。また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。	・職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力要請 ・厚生労働科学研究「職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究【（H26～H28）】」等により、産業医、健診機関を活用した職域健診での対応を検討。	職域の受検率が低いとされている現状からすれば、受検率や受検後の陽性者フォローアップの向上のためには、実施状況を行政機関が把握できる仕組みの構築を目指して、関連法令の改正の必要性を含めた検討が必要である。	・職域での対策についてしっかり後押しできるような形で打ち出してもらえると、対策を進めやすい（菅原委員、加藤委員）。 ・治療と仕事との両立を図る上で、職場での啓発や、上司の理解が重要である（米澤委員）。 ・壮年層の肝炎検査の受検者を増やしていくためには、職域における健康診断の際に肝炎ウイルス検査が実施されるのが望ましいことから、「医療保険者が健康保険法に基づき行う健康診査等や事業主が行う労働安全衛生法に基づき行う健康診断に併せて実施する肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう医療保険者及び事業主に対して要請する」となっていると思われますが、任意検査等になっており、より強固な体制を構築するうえで、所要の法改正を視野に入れた検査の義務化が望ましいと考えます。前述の部分を「肝炎ウイルス検査については、継続して実施されるよう義務化を視野に入れた検討の必要性がある。」としてはどうか（山中委員）。	国は、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、保険者、事業主等関係者の理解を得て、職域での肝炎ウイルス検査の必要性及び効果的な手法を示しつつ、その促進に取り組むことを明記する。	
39	オ 国は、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報を取りまとめ、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。	・国及び地方公共団体による普及啓発（パンフレット配布等）。 ・肝炎患者等支援対策事業（市民公開講座、肝臓病教室）の実施。 ・国際医療研究センター肝炎情報センターによる情報提供の実施。			基本的な方向性については変更無し（肝炎情報センター、拠点病院も主体者として追加）	
40	カ 国及び地方公共団体は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう要請する。また、国は、医療機関において手術前に行われる肝炎ウイルス検査の結果説明状況等について、実態把握のための調査研究を行う。	・手術前等に行われる肝炎ウイルス検査結果の受検者に対する説明の要請（平成26年4月23日付課長通知）及び肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会で通知の徹底（平成26年7月18日） ・厚生労働科学研究「病態別の患者の実態把握のための調査および肝炎患者の病態に即した相談に対応できる相談員育成のための研修プログラム策定に関する研究【（H23～H25）】」の実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究【（H24～H25）】」の実施。	「カ 国及び地方公共団体は、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、電子カルテを利用した「通知・説明」のアラーム表示等のシステム構築を含め、全ての受検者に適切に説明を行うよう要請する。」と改訂する。	・（変更）ウイルス検査の結果について、受検者に確実に説明を行い、受診に繋がるように要請する（溝上委員）。	・手術前等に行われた肝炎ウイルス検査の結果について、電子カルテ等を活用しつつ、患者に対し適切に説明を行うよう、取り組みを進める。との趣旨で修正。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
41	キ 国は、独立行政法人国立国際医療研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院において指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修が行われるよう要請する。	・肝炎情報センター、肝炎ウイルス財団において、研修事業を実施中 ・28年度より、肝炎情報センター戦略的強化事業を実施予定。		・「国は、研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）に対し、」を追加（溝上委員）。	・肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査を実施出来るよう、国のみならず、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院が、保健所や医療機関の従事者に対し適切な研修を行うこと ・研修の対象として、拠点病院だけでなく、専門医療機関、かかりつけ医、保健所などの検査機関を追加の趣旨で修正。	
42			「また、研修内容については速やかに公開すること、研修会の受講状況を毎年公開することを要請する。」と追加する。		研修の実施状況については、適宜国や都道府県に報告されるようにする。 との趣旨で修正。 ※研修の実施状況は、肝炎対策推進協議会にて公表	
第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
43	肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。	・厚生労働科学研究「急性感染も含めた肝炎ウイルス感染状況・長期経過と治療導入対策に関する研究【(H25～H27)】」の実施。 ・肝炎検査で陽性となった方で、受診されていない方が50万人以上推計される旨、研究班より報告有り			変更無し	
44	このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するため、拠点病院を中心として、「都道府県における肝炎検査後肝炎患診療体制に関するガイドライン」(平成19年全国C型肝炎診療懇談会報告書)に基づき、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要がある。	・肝炎診療の均てん化と医療水準の向上を目的に、H19通知発出後、全国47都道府県に70施設の肝炎患診療連携拠点病院が設置されたところ。 (H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」を創設予定)	「地域における肝炎診療ネットワークの構築を進め、肝炎患者が少なくとも年1回は専門医療機関を受診できるようにすべきである。また、専門医療機関の診療レベルを確保するために、各専門医療機関が同ガイドラインの要件等を満たすことにつき点検と公表がなされるべきである」と改訂する。	・病診連携の仕組みづくりが地方によっては全くできていないところがある(米澤委員)。 ・「肝炎診療ネットワークの構築を進める必要がある。」については、すでに、ネットワークが構築されてきているので、そのネットワーク、とりわけ、専門医とかかりつけ医(非専門医)の連携の推進は不可欠であるので、「ネットワークの構築及び専門医と非専門医の連携を進める必要がある。」としてはどうか(山中委員)。 ⇒溝上委員意見有(別紙に記載)	・拠点病院が中心となって、専門医療機関やかかりつけ医を含めた医療機関のネットワーク機能を充実していく必要がある。 ・肝炎情報センターの位置づけを明記し、研修等機能の充実により拠点病院へ適切な支援を担う。 との趣旨で修正。	
45	また、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の連携の下、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップを実施することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診を進める必要がある。	・平成26年4月から、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」を開始し、肝炎ウイルス陽性者に対して、相談やフォローアップによる介入を通じて医療機関への受診勧奨を行うとともに、定期検査や初回精密検査の助成について、都道府県で実施。 ・厚生労働科学研究「効果的な肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステム構築のための研究【(H26～H28)】」の実施。 ・厚生労働科学研究において、ウイルス性肝炎に罹患した労働者に対して、産業医が行った就業上の措置や配慮等の好事例が、データベースとして集積され、ホームページ上で公開。		・新薬の開発で、これまで以上にやはりフォローアップが大事になっており、陽性者を把握して受診、治療に結びつけていけば、救済できるので、認識の薄い地方自治体に対し強く働きかけてほしい(大賀委員)。	・重症化予防推進事業の実施や研究班の成果等を踏まえ、フォローアップへの取り組みをより一層推進する。 ・精密検査受診率の把握にも取り組む必要がある との趣旨で修正。	
46			「そして、こうした受診勧奨やフォローアップの実施については、厚労科研の成果を活用しつつ、自治体や職域の取組に対する国の支援や、これら取組が受診率向上につながっていることの検証が必要である。」と追加する。		状況把握を進めるための取り組みを推進することが必要。との趣旨で修正。	※「検証」については、国の肝炎対策推進協議会での議論、都道府県での取組(62参照)、厚労省からの予算事業を通じた取組等にて対応。

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
47	また、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向け、引き続き、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合を始めとした関係者の協力を得られるよう、必要な働きかけを行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・国から各事業主団体に対し、職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力要請を実施。 ・肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）において、企業の経営者等を対象としたセミナーを開催し、職域における肝炎対策の重要性を啓発。 ・肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業（H26～）により、一部の拠点病院において、肝炎患者への就労支援（相談等）を実施 ・C型肝炎では、インターフェロンフリー治療により従来より短期間で高い治療効果が得られるようになった（インターフェロン治療での一定期間の休職等は不要な状況） ・厚生労働科学研究において、ウイルス性肝炎に罹患した労働者に対して、産業医が行った就業上の措置や配慮等の好事例が、データベースとして集積され、ホームページ上で公開。 	「必要な働きかけを行うとともに、これまでに実施された行政研究の結果と今後の研究の積み重ねによって、就労支援の仕組みを早期に構築すべきである。」と改訂する。		・肝炎治療が進歩した現状を踏まえ、心身等の負担がより少ない治療が可能となり、治療しながら就労できるようになった旨を事業主等に対して周知・啓発するとともに、肝炎患者への就労支援について、モデル事業の成果も生かしつつ取り組みを進めていく必要がある。 との趣旨で修正。	
48	さらに、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎患者の医療費負担を低減し、医療アクセスの機会を担保するため、平成20年4月から、ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス療法への医療費助成を開始し、順次、対象医療を拡充。 ・平成20年度から26年度までの7年間で肝炎医療費助成の交付を受けた患者は459,208人で、投じた予算は国費ベースで960億円。 	「抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施並びに新たな抗ウイルス療法に関する情報及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。」と改訂する。		新たな抗ウイルス療法に関する情報の提供を追記する。	
49		(H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」及び「肝疾患診療地域連携体制強化事業」を創設予定)	「さらに、肝炎治療の医療提供体制については地域格差が生じており、国と地方自治体の一層の連携のもとに、地域格差の解消が目指される必要がある。」と追加する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制や人材育成について、都道府県の実態に合わせた取組の重要性を強調すべき。他県でうまくいっているからといってそのまま導入してもうまくいくとは限らない。感染者数、患者数、地域保健体制、医療体制、行政体制、行政と医師会等との関係など、地域により異なっており、ベストな処方箋は都道府県によって異なる（田中委員）。 	・都道府県での実情を反映した肝炎医療を推進するため、肝炎対策に係る計画の見直し等を図ることにより地域の肝炎医療の充実を図る必要がある。 との趣旨で修正。	
(2) 今後取組が必要な事項について						
50	ア 国は、地方公共団体と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月から、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」を開始し、肝炎ウイルス陽性者に対して、相談やフォローアップによる介入を通じて医療機関への受診勧奨を行うとともに、定期検査や初回精密検査の助成について、都道府県で実施。 ・厚生労働科学研究「効果的な肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステム構築のための研究【(H26～H28)】」の実施。 ・肝炎患者等支援対策事業（地域肝炎治療コーディネーター養成、肝炎患者支援手帳の作成・配布）の実施。 	「肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める肝炎コーディネーター等の人材の育成を推進する。なお、肝炎コーディネーターの養成にあたっては、全都道府県における養成を目指すとともに、認定制度に一定のレベルを定めること、地域的な適正配置、定期的な研修制度、都道府県別の活動状況の把握と必要に応じた再教育が必要である。」と改訂する。	組織横断的な取組が必要であり、妊婦健診や職域健診での陽性者のフォローアップの徹底が必要です。妊婦健診であれば、かかりつけ産科医と市町村（母子保健担当保健師等）との連携、職域では産業医と地域の医療機関との連携構築が必要です。肝炎患者（陽性者）に対する情報提供や医療連携等に資するための、情報を取りまとめたツールとしては肝炎手帳交付の記載がありますが、連携や相談の窓口あるいは調整役として、感染症看護専門看護師のような肝炎専門コメディカル認定制度や診療報酬によるインセンティブに等により、多職種連携を推進することも考慮してはどうか。重症化予防事業による肝炎検査費用助成対象の拡充を検討していただきたい。院内感染対策等で医療機関が実施した肝炎ウイルス検査の結果を生かす方策、陽性者はもちろん精密検査の実施やフォローアップが必要ですが、陰性であっても、検査内容の説明がなされれば、検査実施済みカードやシールの配布により、本人が正しく肝炎検査を理解することはもとより、 unnecessary 検査が減少するものと思われます（山中委員）。	<ul style="list-style-type: none"> ・重症化予防推進事業の推進や研究班による研究成果を踏まえ、地域の実情に応じた検査後のフォローアップシステムの構築を図る。 ・都道府県や拠点病院への支援を通して、肝炎医療コーディネーター等の人材育成及び技術的支援を推進。 との趣旨で修正。 	コーディネーター養成については、一定の目安を示した上で、都道府県等にて養成を図るようとする方向（後述68参照）
51	また、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等を肝炎患者等に対して配布する。	・肝炎患者等支援対策事業（肝炎患者支援手帳の作成・配布）の実施。	「肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度並びに肝炎患者等の診療結果及び次回受診時期等の情報を取りまとめた手帳等を、受診・未受診の別なく全ての肝炎患者等に対して配布し、その活用を促す。国は、病診連携に資する内容を基本とし、新規治療法及び患者支援制度などの情報を含む手帳等のモデル案を提示する。」と改訂する。	<ul style="list-style-type: none"> ・山中委員意見（50に同じ） ・肝炎患者支援手帳交付が全ての都道府県で進むよう、働きかけてほしい（大賀委員）。 	都道府県において肝炎手帳等の作成及び活用をさらに進めること、そのために国が必要な情報提供等を行うことを明記する。	
52	イ 国は、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめ、地方公共団体や医療保険者等と連携を図り、普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体による普及啓発の実施。 ・厚生労働科学研究「職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究【(H26～H28)】」の実施。 <p>(H27.6の行政事業レビューを受け、28年度より実施する「肝疾患診療地域連携体制強化事業」にて市町村等への支援事業を創設予定)</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・国は、地方公共団体及び拠点病院等の協力も受けながら、医療保険者や事業主への情報提供等の支援を行う ・産業医の活用を通して適切な情報提供が図られるよう取り組みを推進する との趣旨で修正。 	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
53	ウ 国は、肝炎情報センターが拠点病院の医療従事者を対象として実施する研修を効果的に進めるための技術的支援を行う。また、国及び都道府県は、拠点病院が行う研修について、より効果的な実施方法等について検討し、研修内容の充実を図る。	・肝炎患者等支援対策事業（肝炎専門医療従事者及び一般医療従事者を対象とした研修事業）の実施。 （H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」を創設予定）	「国は、医学的知見・治療法の急速な進展のもとで、肝炎診療に関する正しい知識が医療従事者一般に効果的に広まるよう、研修のあり方についての行政研究を行う。」と追加する	・「国は、肝炎情報センターが拠点病院の肝炎専門医療従事者（医師、看護師、薬剤師、栄養士等）及び一般医療従事者（相談員等）を対象として実施する研修を効果的に進めるための技術的支援を行う。肝炎情報センターは、都道府県と協働し、」に変更（溝上委員）。	・（44を受けて）肝炎情報センター及び拠点病院において適切な研修、情報提供が図られ、必要なネットワークが構築されるように取り組むとともに、国は必要な支援を行う。 との趣旨で修正。	
54	エ 国は、地域における診療連携の推進に資する研究を行い、その成果物を活用し、地域の特性に応じた診療連携体制の強化を支援する。	・厚生労働科学研究「慢性肝炎・肝硬変・肝臓の病態解明と各病態および都市形態別で求められる医療を考慮したクリティカルパスモデルの開発のための研究【（H23～H25）】」の実施。	「その成果物を活用し、都市部・郡部などの地域形態に適合したクリティカルパスモデルを提示し、その普及に努め、地域の特性に応じた診療連携体制の強化を支援する」と改訂する。		地域の実情を踏まえつつ、診療連携の強化に向け取り組む方向、との趣旨で修正。	
55	オ 国は、職域における肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者等に対する望ましい配慮についての先進的な取組例等の情報を取りまとめ、各事業主団体と連携を図り、普及啓発を行う。	・厚生労働科学研究「職域における慢性ウイルス性肝炎患者の実態調査とそれに基づく望ましい配慮の在り方に関する研究【（H23～H25）】」の実施。 （H27.6の行政事業レビューを受け、28年度より実施する「肝疾患診療地域連携体制強化事業」にて市町村、事業者等への支援事業を創設予定）			・事業主等に対して肝炎への理解を図るための知識や取り組み事例等を踏まえた望ましい配慮のあり方を分かりやすく啓発するための検討を行い、普及啓発を図る。 との趣旨で修正。	
56	カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けられることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。	・職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力要請。 ・肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業（H26～）により、一部の拠点病院において、肝炎患者への就労支援（相談等）を実施 ・厚生労働科学研究「職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究【（H26～H28）】」の実施。 ・C型肝炎では、インターフェロンフリー治療により従来より短期間で高い治療効果が得られるようになった（インターフェロン治療での一定期間の休職等は不要な状況）	「各事業主団体に対し、協力を要請するとともに、治療と就労の両立に資する診療休暇制度などを含むモデル就業規則の作成と普及といった具体的施策に取り組む」と改訂する。	「国は、就労を維持しながら、適切な肝炎医療を受けられることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。」とありますが、検査結果が陽性と判定された者が業務多忙や事業主の理解が十分でないため医療機関受診につながりにくい場合もあり、事業主の理解促進とともに、速やかな受診に結びつくような即効性のある方策が望まれます（重症化予防事業の拡充など）（山中委員）。	・従来に比べ肝炎治療が進歩し、早期の治療により本人にとっても事業者にとってもメリットのある状況であること ・働きながら適切な肝炎治療が受けられるよう、国、地方公共団体、拠点病院等は事業主や産業医等の協力を得られるような啓発等を行う旨で修正 を明記する趣旨で修正。	
57	キ 国は、肝炎医療費助成制度、高額療養費制度、傷病手当金、障害年金等の肝炎医療に関する制度について情報を取りまとめ、地方公共団体と連携を図り、拠点病院の肝疾患相談センターを始めとした医療機関等における活用を推進する。	・国及び地方公共団体から、肝炎情報センター、拠点病院を通じた情報提供事業の実施。	「高額療養費制度、後期高齢者医療制度、傷病手当金、障害年金等の肝炎医療に関する制度」と改訂する。	・「後期高齢者医療制度」を追加（溝上委員）。	障害認定制度を追加するなどの修正を行う。	
58	ク 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院及び専門医療機関等のリスト並びに拠点病院において対応可能な肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、当該情報を肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、医療従事者及び国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。	・肝炎情報センターHPにおいて情報提供を実施		⇒溝上委員意見有（別紙に記載）	基本的に従前通り ※溝上委員の意見（人材育成等に係る拠点病院への支援）は後述で対応	
59			「ケ 国は、肝疾患連携拠点病院の診療機能と地域連携における役割を明確にするとともに、その診療機能や連携機能の現状を把握して公表し、都道府県とともに肝疾患診療内容の均てん化に努める。」と追加する。		・肝疾患連携拠点病院の役割及び都道府県等との関連を明らかにし、拠点病院として取り組む内容を明確化する。 趣旨を追記。	
60			「コ 国は、肝炎医療の提供体制について地域格差が生じないよう、地方自治体と連携し、一次医療圏ごとの医療提供体制の現状を定期的に把握し公表する。また、医療提供体制が不十分な地域に対しては、地方自治体とともに地域格差の解消に努める。」と追加する。		・都道府県は、肝炎対策の推進に係る計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組むよう努める。国や肝炎情報センターは必要に応じ技術的支援を実施する。 趣旨を追記。	各都道府県の実施状況は、国の肝炎対策推進協議会の場で公表
61			「サ 国は、肝疾患相談支援センターの体制と相談実績を調査し、患者等や家族が利用しやすい相談支援体制を構築する。その際、各センターの相談窓口、受付時間、相談受付方法等につき、都道府県と連携して、わかりやすい情報提供に努める。」と追加する。		・肝炎患者への相談対応については、地域の実情に応じて地方公共団体及び拠点病院において適切な対応をする。 趣旨を追記。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
62			「シ 都道府県は、国の通知する肝炎患者等支援対策事業実施要綱に沿って、肝炎対策協議会を運営し、患者委員の参画のもとに、各自の肝炎対策を検討すべく努める。」と追加する。		・都道府県においては、肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、及び肝炎患者他関係者間との協議機関として、肝炎対策を検討するよう適切な実施、運営を図るよう努めるものとする。 趣旨を追記。	
第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
63	肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。	・肝疾患診療拠点病院により肝炎治療に関する最新の知見等を提供する研修会を実施。 ・肝炎治療コーディネーター養成講習会の開催。		・医療提供体制や人材育成について、都道府県の実態に合わせた取組の重要性を強調すべき。他県でうまくいっているからといってそのまま導入してもうまくいくとは限らない。感染者数、患者数、地域保健体制、医療体制、行政体制、行政と医師会等との関係など、地域により異なっており、ベストな処方箋は都道府県によって異なる(田中委員)。	変更無し	
64	このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。	・肝疾患診療拠点病院により肝炎治療に関する最新の知見等を提供する研修会を実施。 ・肝炎治療コーディネーター養成講習会の開催。		・肝炎治療コーディネーターの育成について、地方公共団体での取組に格差がある(大賀委員)。 ・多職種に渡る各種人材(溝上委員)。	変更無し	肝炎医療コーディネーターについては後述(68)
65	また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する確かな説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。	・肝疾患診療拠点病院により肝炎治療に関する最新の知見等を提供する研修会を実施。			肝炎情報センター、拠点病院により肝炎医療従事者の資質向上を図ることが重要である旨を追加。	
66	さらに、地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成することが必要である。	・肝疾患診療拠点病院により肝炎治療に関する最新の知見等を提供する研修会を実施。 ・日本肝臓学会による肝臓専門医認定試験の実施。	肝炎は慢性疾患であり、治療に長期間を要することから、患者の抱えている悩み・問題を理解し、それを支えるような人的・物的体制を整えることを明記すべきであり、たんに医療情報の提供だけでは不十分である。		・医療水準のみならず、肝炎に関わる様々な課題に対応できる人材の確保等を図る必要がある。 趣旨で修正。	
(2) 今後取組が必要な事項について						
67	ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するため、日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料や、集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研究を推進する。また、当該研究の成果物を活用し、地方公共団体等と連携を図り、普及啓発を行う。(再掲)	・25を参照。	「国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するため、地方公共団体等と連携を図り、各施設における感染予防ガイドライン等の普及啓発を行う。」と改訂する。		・感染予防ガイドラインについて活用されるよう検討を行い、普及啓発を行う旨修正	
68	イ 国は、地方公共団体と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める人材の育成を推進する。(再掲)	・50を参照。	「肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を地域や職域において中心となって進める肝炎コーディネーター等の人材の育成を推進する。肝炎コーディネーターは、受検後のフォローアップ及び受診勧奨のほか、肝炎の正しい知識の普及及び肝炎ウイルス受検の勧奨を行う人材と位置付け、肝炎患者等に接する機会が多い看護師・保健師・行政関係者等を中心に養成を図る。なお、肝炎コーディネーターの養成にあたっては、全都道府県における養成を目指すとともに、認定制度に一定のレベルを求めること、地域的な適正配置、定期的な研修制度、都道府県別の活動状況の把握と必要に応じた再教育が必要である。」と改訂する。	・肝炎コーディネーターを病院に配置して、フォローアップしている病院について、診療報酬上の加算をする等のインセンティブがあると、医療現場で円滑に進むのではないかと(山中委員)。	(現行は再掲であるが、改定後は、肝炎医療コーディネーターに特化した記載に変更) 国は、都道府県や拠点病院への支援を通して、肝炎医療コーディネーターの人材育成を推進。この際、当該コーディネーター養成については、その基本的な役割や活動内容などについては、その基本的な役割や活動内容などについて国が一定の目安を示した上で、都道府県等で養成を進める との趣旨で修正。	
69	ウ 国は、肝炎情報センターに対し、国立国際医療研究センターの中期目標及び中期計画に基づき、拠点病院において指導的立場にある医療従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修が行われるよう要請する。(再掲)	・41を参照。			※41と同じ ・肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査を実施出来るよう、国、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院は、保健所や医療機関の従事者に対し適切な研修機会を提供するものとする。 との趣旨で修正。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
70	工 国は、肝炎情報センターが拠点病院の医療従事者を対象として実施する研修を効果的に進めるための技術的支援を行う。また、国及び都道府県は、拠点病院が行う研修について、より効果的な実施方法等について検討し、研修内容の充実を図る。（再掲）	・53を参照。		・国は、肝炎情報センターが拠点病院の肝炎専門医療従事者（医師、看護師、薬剤師、栄養士等）及び一般医療従事者（相談員や肝炎コーディネーター等）を対象として実施する研修を効果的に進めるための技術的支援を行う。肝炎情報センターは、都道府県と協働し、拠点病院が行う研修について、より効果的な実施方法等について検討し、研修内容の充実を図る（溝上委員）。	・溝上委員の意見の趣旨を踏まえ修正	
第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
71	肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月に策定された「肝炎研究7カ年戦略」、平成23年12月に策定された「肝炎研究10カ年戦略」を基軸として、戦略的に推進。 肝炎に関する基礎研究、臨床研究、疫学研究など重要性の高い研究や、行政研究のうち政策的に必要性の高い分野に重点的に研究資源を投入。 研究成果の研修、政策の検討や効果検証に活用。 実施体制について、実用化研究については、27年度より国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）において、基礎から実用化まで切れ目のない研究支援を実施 C型肝炎については画期的な新薬が登場し、B型肝炎についても、創薬に向けての端緒が見いだされつつある状況。 	基本指針策定時に「今後取組が必要な事項」ウとして具体的項目が掲げられた行政研究については、いずれも一定の研究成果がもたらされているが、それらの中には <ul style="list-style-type: none"> ①研究成果に基づいて具体的措置の実施が求められているもの ②研究の結果、関連する新たな項目の研究が必要とされるもの ③同一の項目について、引き続き研究の継続が必要とされるものがある。 そこで、②及び③に該当する項目が何であるかを評価したうえで、今後の行政研究の課題を明らかにする旨を記載すべきである。		・肝炎医療の進捗を踏まえた重点化（B肝創薬を念頭）、AMEDによる実施体制の整備、肝炎研究の進捗状況を踏まえた更なる取組の推進の趣旨に修正	
72	また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。	・若手研究者の育成に関し、厚生労働科学研究の推進事業において、戦略的に人材の育成を実施。	同上		変更無し	
73	さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。なお、研究成果の公表に当たっては、差別や偏見を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働科学研究の研究成果は、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 肝炎対策推進協議会に定期的に報告。 研究成果の研修、政策の検討や効果検証に活用。 	同上		・AMEDの協力を得た分かりやすい情報発信の実施、の旨追加	
(2) 今後取組が必要な事項について						
74	ア 国は、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価、検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月に策定された「肝炎研究7カ年戦略」、平成23年12月に策定された「肝炎研究10カ年戦略」を基軸として、戦略的に推進。 肝炎に関する基礎研究、臨床研究、疫学研究など重要性の高い研究や、行政研究のうち政策的に必要性の高い分野に重点的に研究資源を投入。 厚生労働科学研究の研究成果は、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 肝炎対策推進協議会に定期的に報告。 研究成果の研修、政策の検討や効果検証に活用。 	「国は、「肝炎研究10カ年戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、」と改訂する。	・肝炎対策協議会の中で具体的にどういふ研究を活用して、市町村の肝炎対策を進めていくかという具体的な提案をすべき（西村委員）。	・肝炎研究10カ年戦略に変更	
75	イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働科学研究における若手育成型研究の公募。 若手研究者（リサーチレジデント）の育成活用を実施。 			変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考	
76	ウ 国は、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく肝炎研究に加え、肝炎対策の推進に資することを目的として、以下の行政的な研究を行う。	・78～85を実施	「国は、「肝炎研究10カ年戦略」に基づく肝炎研究に加え、」と改訂する。			10カ年戦略に基づき行政的研究の主な例として以下の課題を列記する方向で修正（76～84）。 ・肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究、 ・医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究 ・地域における病診連携の推進に資する研究 ・職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究 ・肝硬変及び肝がん等の病態別の実態を把握するための調査研究 ・肝炎患者等に対する偏見や差別、その被害の防止に資する研究等	肝炎研究10カ年戦略では、行政的研究を具体的に記載することとしている
77	(ア)日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研究	・厚生労働科学研究「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防ガイドラインの作成のための研究【(H23～H25)】」を実施。			—		
78	(イ)医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況等について、実態を把握するための研究	・厚生労働科学研究「病態別の患者の実態把握のための調査および肝炎患者の病態に即した相談に対応できる相談員育成のための研修プログラム策定に関する研究【(H23～H25)】」、「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究【(H24～H25)】」を実施。		・術前検査に言及があるが、輸血前後にも肝炎ウイルスを含む感染症検査が義務付けられており、それと共同した対応を考えるべきではないか。（田中委員）。	(76へ)		
79	(ウ)地域における診療連携の推進に資する研究	・厚生労働科学研究「慢性肝炎・肝硬変・肝臓の病態解明と各病態および都市形態別で求められる医療を考慮したクリティカルパスモデルの開発のための研究【(H23～H25)】」、「慢性肝炎・肝硬変・肝がんの遺伝子やバイオマーカーを含めた病態解明と、各病態で求められる診療指針の開発と普及のための研究【(H26～H28)】」を実施。	診療連携の推進については、研究を継続すべきである。	・感染症法に基づく届出が徹底されるように対応すべき。レセプトでの推計患者数と届出数の比較では、届出率が1/10程度と推測される。感染原因についても不明が多すぎる。診察した医者が相談できるような体制が地域で取られている場合は届出数や感染原因判明数が多い傾向にあるため、こうした体制構築も検討すべき（田中委員）。	(76へ)		
80	(エ)職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究	・厚生労働科学研究「職域における慢性ウイルス性肝炎患者の実態調査とそれに基づく望ましい配慮の在り方に関する研究【(H23～H25)】」、「職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究【(H26～H28)】」を実施。	職域における配慮の在り方については、ウイルス検査の受検・陽性者フォローアップ、治療と就労の両立等のテーマを中心に引き続き研究すべきである。		(76へ)		
81	(オ)具体的な施策の目標設定に資する肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実態を把握するための調査研究	・厚生労働科学研究「病態別の患者の実態把握のための調査および肝炎患者の病態に即した相談に対応できる相談員育成のための研修プログラム策定に関する研究【(H23～H25)】」を実施。		地域がん登録事業が来年より運用されますので、当該事業における肝臓がんのデータの分析や献血事業における一般人口における陽性率の分析をくわえてはどうか（山中委員）。	—		
82	(カ)肝炎患者等に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究	・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究【(H23～H25)】」を実施。	龍岡班研究の結果に基づき、偏見・差別防止のためのガイドライン作成を目的とする研究を開始すべきである。		(76へ)		
83			「(キ)肝炎診療に関する正しい知識が医療従事者一般に効果的に広まるための研修のあり方についての研究」と追加する。	感染症法に基づく届出が徹底されるように対応すべき。感染原因についても「不明」が6割を占め多い。診察した医者が相談できるような体制が地域で取られている場合は届出数や感染原因判明数が多い傾向にあるため、こうした体制構築も検討すべき。	(76へ)		
84	(ク)その他肝炎対策の推進に資する研究	・厚生労働科学研究を実施。	「(ク)」と改訂する。		(76へ)		
85	エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。	・厚生労働科学研究の研究成果について、毎年度、研究報告書を厚生労働科学研究成果データベース上で公開。 ・肝炎対策推進協議会に定期的に報告。			変更無し		

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
86	肝炎は重篤な疾病であり、肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品の開発等に係る研究が促進され、薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進し、さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。	・肝炎治療の研究について、「肝炎研究10力年戦略」に基づき、基礎、臨床及び疫学研究、B型肝炎創薬研究等を総合的に推進。	近年のC肝経口新薬の承認・実用化、B型肝炎の創薬研究の動向についても言及すべきである。			・最近のC型肝炎新薬の動向及び、B型肝炎の創薬、肝硬変の治療薬に係る動向を記載。 ・薬事法の名称変更
(2) 今後取組が必要な事項について						
87	ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。	・B型肝炎創薬実用化等研究事業について、「肝炎研究10力年戦略」に基づき、平成24年度から10年計画で実施。	「国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品・治療法の開発等に係る研究を推進する。」と改訂する。		変更無し	
88	イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。	・肝炎医療に係る医薬品の研究及び開発の実施。 ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の薬事戦略相談の実施。	「国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品・治療法開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。」と改訂する。		同上	
89	ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。	・肝炎医療に係る医薬品、医療機器の製造販売の承認の実施。			変更無し	
90	エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。	・肝炎医療に係る医薬品の研究及び開発の実施。			変更無し	
91	オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。	・肝炎医療に係る医薬品の製造販売承認の実施。			変更無し	
第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項						
(1) 今後の取組の方針について						
92	肝炎に係る正しい知識については、国民に十分に浸透していないと考えられる。こうした中において、肝炎ウイルス検査の受検を奨励し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。	・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）及び地方公共団体において肝炎にかかる普及啓発や情報発信を実施し、早期発見・早期治療を促進。				106による患者団体からの意見を含める形で、修正の方向（予防接種等などの感染経路にも言及する形）
93	また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を始めとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。	・「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）及び地方公共団体において肝炎にかかる普及啓発や情報発信を実施し、早期発見・早期治療を促進。 ・肝炎医療に携わる従事者の資質の向上として、肝炎患者等が肝炎治療に関する最新の知見等を提供する研修会を実施。また肝臓病教室による患者や家族等への情報提供を実施・差別 （参考）偏見に関する問題事案については、各地の法務局や自治体の人権相談窓口、また法テラス（日本司法支援センター）が設置され対応。また28年度より障害者差別解消法が施行され障害を持つ方への対応が図られる方向。	「また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を始めとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。」と改訂する。		患者団体の意見を踏まえ修正	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
(2) 今後取組が必要な事項について						
94	ア 国は、平成22年5月の世界保健機関(WHO)総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、日本肝炎デーを設定する。あわせて、国及び地方公共団体は、財団法人ウイルス肝炎研究財団が従来から実施してきた「肝臓週間」と連携し、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う。	・平成24年度に日本肝炎デーを7月28日に設定するとともに、肝炎総合対策国民運動事業(知って、肝炎プロジェクト)を核として普及啓発を実施。 ・国及び地方公共団体は、公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が実施している「肝臓週間」とも連携し、集中的かつ効果的な手法により普及啓発を実施。	「あわせて、国及び地方公共団体は、財団法人ウイルス肝炎研究財団が従来から実施してきた「 <u>肝臓週間</u> 」や患者団体等の活動と連携し、マスメディアや公共の場所、公共交通機関などの人が利用する機会が多い施設・場所等も活用し、集中的な普及啓発を行う。」と改訂する。		患者団体の意見の趣旨を踏まえ修正。また日本肝炎デー等の記述を修正	
95	イ 国及び地方公共団体は、あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行う。	・「肝炎総合対策国民運動事業(知って、肝炎プロジェクト)において、肝炎の病態や知識、予防、治療に係る正しい理解が進むよう、マスメディアやウェブ、ポスター、リーフレットを活用した効果的な情報発信、日本肝炎デーに関連したイベントや運営を行うことで、年間を通じてストーリー性をもった戦略的広報活動を展開。 ・地方公共団体とも連携した取組を行い、特別大使・スペシャルサポーターが地方自治体の首長を訪問して、肝炎対策の推進の協力を要請。 ・陽性者を専門医につなげる観点から、スペシャルサポーターを起用したポスターを作成し、効果的・効率的な普及啓発や情報発信を実施。	「イ 国及び地方公共団体は、あらゆる世代の国民が、肝炎に係る正しい知識を持つために、学校教育を含むさまざまな機会において普及啓発を行う。」と改訂する。	・国が作成したポスターを、たくさんの目に触れる形で使っていただきたい(米澤委員)。 ・知って肝炎プロジェクトの首長訪問について、ぜひ1年間で47都道府県全部やれるように頑張ってください(西村委員)。	国民運動として、地方自治体と連携しながら一層強力に普及啓発に取り組む、趣旨で修正。	
96	ウ 国及び地方公共団体は、国民に対し、近年、我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎(ジェノタイプA)は、従来に比し、感染が慢性化することが多いとされていることに鑑み、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行う。	・国及び地方公共団体による肝炎に係る正しい知識の普及啓発を実施。 ・母子感染防止事業の実施。 ・厚生労働科学研究を通じて「保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン」を作成し、関係機関に配付を行うとともに、厚生労働省及び肝炎情報センターのHPに掲載。		・「B型肝炎のジェノタイプAは、従来に比し、感染が慢性化することが多いとされている」との記述について、記述ぶりを見直す必要があるのではないか。(田中委員)。	田中委員の指摘を踏まえ、成人後の感染リスク及び予防策の必要性に言及するとともに、感染原因にピアス等を追加	
97	エ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について普及啓発を行う。	・肝炎総合対策国民運動事業(知って、肝炎プロジェクト)において、企業の経営者等を対象としたセミナーを開催し、職域における肝炎対策の重要性を訴求。 ・国から各事業主団体に対し、職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力要請を実施。	「エ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨活動として、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、多くの国民が肝炎患者等になる可能性があること、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について普及啓発を行う。」と改訂する。		多くの者が肝炎に感染する可能性があることを明記するとともに、事業主等において、肝炎に対する理解と協力を得て、受診勧奨の取組を図るものとする。 の趣旨を追加。	
98	オ 国は、肝炎患者等、医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる者、事業主等の関係者が、それぞれにとって必要な情報を取りまとめ、普及啓発を行う。	・肝炎総合対策国民運動事業(知って、肝炎プロジェクト)において、企業の経営者等を対象としたセミナーを開催し、職域における肝炎対策の重要性を訴求。 ・厚生労働科学研究において、ウイルス性肝炎に罹患した労働者に対して、産業医が行った就業上の措置や配慮等の好事例が、データベースとして集積し、ホームページ上で公開。	「オ 国は、肝炎患者等、医師等の医療従事者、職域において健康管理に携わる者、事業主等の関係者、肝炎患者に直接接する可能性のある職種、場所等にある者が、それぞれにとって必要な情報を取りまとめ、普及啓発を行う。」と改訂する。		(97と98は類似の内容のため、趣旨を97に集約)	
99	カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。(再掲)	※56参照 ・職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力要請。 ・厚生労働科学研究「職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究【(H26～H28)】」の実施。 ・C型肝炎では、インターフェロンフリー治療により従来より短期間で高い治療効果が得られるようになった(インターフェロン治療での一定期間の休職等は不都合な状況)	「カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備について、引き続き、各事業主団体及び産業医に対し、協力を要請する。(再掲)」と改訂する。	・産業医の基礎的な知識不足があるため、仕事と治療の両立が出来ない現状がある(米澤委員)。	56と同じ修正	
100	キ 国は、地域の医療機関において、肝炎に係る情報提供が適切になされるよう、肝炎情報センターに対し、情報提供の機能を充実させるよう要請する。	・肝炎情報センターにおいて、HP等を通じて肝炎に関する情報提供を実施。 (H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」を創設予定)			・(52を受けて)肝炎情報センターは、拠点病院及び医療機関において適切な研修、情報提供が受けられるように取り組む、との趣旨で修正。	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
101	ク 国及び都道府県は、拠点病院の肝疾患相談センターを周知するための普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎情報センターにおいて、HP等を通じて肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターの状況等について情報提供を実施。 ・都道府県、拠点病院のHPを通して活動についてPR ・肝炎に係る延べ相談件数(2014年度) 肝炎情報センター 約3万件(拠点病院報告) 地方自治体 約14万件(健康教育、健康相談含む) <p>(H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」及び「肝疾患診療地域連携体制強化事業」を創設予定)</p>	「ク 国及び都道府県は、拠点病院の肝疾患相談センターの体制を整備・拡充し、これを周知するための普及啓発を行う。」と改訂する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の情報が知りたい、相談に乗ってほしいところがあるかという問い合わせが多い一方で、拠点病院の肝疾患相談センターの認知不足がある(米澤委員)。 <p>⇒溝上委員意見有(別紙に記載)</p>	現状の相談状況を踏まえ、 ・地域の状況を踏まえ、都道府県、市町村と拠点病院等が協力して、窓口の設置状況などの周知を図る。 旨に修正	溝上委員の意見は通知等により反映することを検討
102	ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いについて、医療保険者及び事業主に対して改めて周知する。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ※38参照 ・職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力要請 ・厚生労働科学研究「職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究【(H26～H28)】」等により、産業医、健診機関を活用した職域健診での対応を検討。 ・厚生労働科学研究において、ウイルス性肝炎に罹患した労働者に対して、産業医が行った就業上の措置や配慮等の好事例が、データベースとして集積され、ホームページ上で公開。 			38と同じ修正	
103	コ 国は、肝炎患者等に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究を行い、その成果物を活用し、地方公共団体と連携を図り、普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究【(H23～H25)】」を実施。 	「コ 国は、「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」の結果を活用して、肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別被害の防止のためのガイドライン(以下「偏見差別被害防止ガイドライン」という)を作成し、地方公共団体と連携を図り、普及啓発を行う。」と改訂する。		<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎対策基本法第2条4号で求められている趣旨に沿って、これまでの研究成果をもとに具体的な方策を検討する趣旨に修正 <p>(参考 肝炎対策基本法 第2条 四 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の権利が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。)</p>	
104			「サ 国及び地方公共団体は、偏見差別被害防止ガイドラインが作成される以前の段階から、歯科医療等の医療従事者に対して、標準予防策等の感染防止措置の理解を徹底し、HBVワクチン接種の普及をすすめることにより、肝炎患者が偏見・差別と受け止めうる事態の発生を防止するとともに、肝炎患者を含む国民に対して、標準予防策等の感染防止措置の意義とウイルス性肝炎に関する正確な知識を普及・啓発することにより、肝炎患者が偏見・差別と感ずる精神的負担を減少させ、あわせて肝炎患者に対する国民の中の偏見・差別の軽減を図るものとする。」と追加する。		103の内容に包括して整理	
105		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県への補助メニューの一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ・拠点病院への補助メニューの一環として、家族支援講座を実施 <p>(H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」及び「肝疾患診療地域連携体制強化事業」を創設予定)</p>	「シ 国及び地方公共団体は、患者団体の肝炎患者等の有益な情報提供活動や、患者同士の交流活動等に対して、積極的な支援を行う。」と追加する。		肝炎患者や家族等への支援については、第9で記載	
106			「ス 国は、肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責任により肝炎ウイルス感染被害が生じたという歴史的事実及びその教訓について、普及啓発を行う。」と追加する。		患者団体の意見の趣旨につき、92で反映する方向	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
107			「セ 国及び地方公共団体は、不当な偏見差別等の被害に対する救済手段として、相談体制の充実及び各種人権救済制度や裁判制度を活用するための情報の普及等の環境整備に取り組む。」と追加する。		患者団体の意見について、趣旨を反映の方向 ※類似の内容は第9(113)にあり	
108		(H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」及び「肝疾患診療地域連携体制強化事業」を創設予定)	「ソ 国は、地方公共団体の取り組みに対して、先進事例の共有や財政的配慮により、全国的な平準化に配慮するものとする。」と追加する。		・肝炎情報センターにおける情報提供や提言機能などを活用し、各地域の実情に応じた肝炎対策を推進する。 趣旨を記載する。	
第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項						
(1)肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実						
ア 今後取組が必要な事項について						
109	ア 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。	・肝炎患者及び家族の不安を解消するため、全ての肝疾患診療連携拠点病院において、医師を始めとした医療従事者とのコミュニケーションの場として肝疾患相談支援センターを設置。 ・都道府県への補助メニューの一環として、地域の実情に応じた肝炎患者や家族等に対する支援対策事業を実施。 ・拠点病院への補助メニューの一環として、家族支援講座を実施 (H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」及び「肝疾患診療地域連携体制強化事業」を創設予定)			基本的に修正無し	
110			「さらに、肝炎患者等が組織する患者団体が実施する患者同士の交流活動や医療講演会、患者・家族を対象とする相談活動が有する意義に鑑み、こうした患者団体への支援に取り組む。」と追加する。		追記せず(109に含まれる)	
イ 今後取組が必要な事項について						
111	イ (ア)国は、都道府県と連携して、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師を始めとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。	※110に同じ			基本的に修正無し	
112	(イ)国は、肝炎情報センターに対し、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。	・肝疾患相談支援センターにおける相談内容について、国立国際医療研究センター肝炎情報センターが調査を行い、肝疾患診療連携拠点病院の相談員が必要とする情報に整理し、情報提供を実施。		⇒溝上委員意見有(別紙に記載)	現状の内容を踏まえ修正 ※溝上委員の意見は通知等で対応する方向で検討	
113	(ウ)国は、地方公共団体と連携して、法務省の人権擁護機関の人権相談窓口の周知を図る。	・肝炎患者に対する差別や偏見による被害の救済機関としては、法務省人権擁護局による調査・勧告、法務局・地方自治体の人権相談、日本弁護士連合会の人権擁護委員会の人権救済申立てなどの制度があり、偏見や差別の被害の防止に貢献。			107の患者団体から提案のあった内容を加えて修正	
114			「(エ)国は、肝炎患者等が組織する患者団体に対し、患者同士の交流活動や医療講演会、相談活動の実績を把握したうえで、財政的援助を含む積極的支援を推進する。」と追加する。		追記せず	
(2)肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方						
115	肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。	・肝炎患者への医療費助成及び定期検査費用への助成により重症化予防への取組を図っている	「このため、肝硬変及び肝がん患者に対する医療体制および生活支援を充実するために、以下の取組を講じるものとする。」と改訂する。	・支援の谷間にあると言われている非代償性肝硬変、あるいは肝臓がん患者に対しての支援について十分配慮して欲しい(大賀委員)。	変更無し	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
116	ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究7カ年戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修等人材育成を推進する。	・肝炎総合対策の推進に資するよう、「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進。 ・国立国際医療研究センター肝炎情報センターにおいて、医療従事者を対象とした研修会を実施。 ・肝炎患者等支援対策事業を通じて肝炎専門医療従事者研修や一般医療従事者研修を実施し、人材育成を推進。			・「肝炎研究10カ年戦略」等現状を踏まえた修正を行う	
117	イ 国は、都道府県と連携して、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師を始めとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する。	※110に同じ		「肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供する」とありますが、患者同士が日ごろ思い悩むことについて気楽に情報交換等を行う場の整備（例えば、肝疾患相談センターの機能の一つとするなど）も必要と思われます（山中委員）。	基本的な方向性は同じ（現状の実施内容踏まえた修正）	
118	ウ 平成22年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）における身体障害者として、新たに肝臓機能障害の一部について、障害認定の対象とされた。その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。	・身体障害認定（肝臓機能障害）の認定基準の見直しについて、肝臓機能障害の認定基準に関する検討会及び疾病・障害認定審査会（障害認定分科会）が開催され、一定の拡大を行う方向で28年度より実施する予定。	「その認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、肝硬変及び肝がん患者の生活支援として適切に機能しているか否かを検証しつつ当該措置を継続する」と改訂する。	・身体障害認定（肝臓機能障害）の認定基準の緩和について、1日も早く見直しを進めてほしい（大賀委員）。	・平成28年度からの見直し内容を踏まえた修正	
119	エ 国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援の在り方について検討する上での情報を収集するため、肝硬変及び肝がん患者に対する肝炎医療や生活実態等に関する現状を把握するための調査研究を行う。	・厚生労働科学研究（「病態別の患者の実態把握のための調査および肝炎患者の病態に即した相談に対応できる相談員育成のための研修プログラム策定に関する研究【（H23～H25）】」）を通じ、患者アンケート調査結果と自由記述回答をデータマイニング解析、テキストマイニング解析を行い、肝疾患患者の悩みストレスを構成する要因を明らかにした。	「エ 国は、既になされた、肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援の在り方について検討する上での情報を収集するための『肝硬変及び肝がん患者に対する肝炎医療や生活実態等に関する現状を把握するための調査研究』の結果を踏まえ、医療と生活支援の場において更なる施策を行う。」と改訂する。		肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方については、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、重症化予防事業や障害認定などの施策の実施状況等を踏まえ、検討を進める。旨の記載に変更。	
（3）地域の実情に応じた肝炎対策の推進						
120	都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。また、地方公共団体は、積極的に、国を始めとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。	・全ての都道府県において、肝炎対策推進のため、肝炎対策に特化した計画が策定又は都道府県策定に係る計画において位置づけ。 （H27.6の行政事業レビューを受け、都道府県、拠点病院等地域での連携を進めるため、28年度より「肝炎情報センター戦略的強化事業」及び「肝疾患診療地域連携体制強化事業」を創設予定）	「都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定することが求められ、特に肝炎に特化した具体的な計画を策定して、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる。」と改訂する。	・地方公共団体での取組に格差があるので、是正して欲しい（西村委員、大賀委員）。 ・都道府県が設置する肝炎対策協議会の開催実績がない自治体があることに憤りを感じる（大賀委員）。 ・自治体の格差是正のため、先進県の事例を報告する機会を持ってほしい（大賀委員）。 ・治療、医療費助成、専門医がいる病院など基礎的な内容について、保健所から対象の方に丁寧に説明してもらえると非常に有り難い（米澤委員）。	・国は、都道府県に対して、都道府県での肝炎対策を推進するため、地域の実情をもとに関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画、目標を設定するよう、取組を促す。 ・都道府県は、計画の実施状況の把握、計画の評価・見直しといったPDCAサイクルを実施するよう努める ・都道府県、保健所設置市においては、保健所における肝炎対策の充実に努めること等の趣旨を追加する	

番号	肝炎対策基本指針（現行）	これまでの施策の実施概要	第15回肝炎対策推進協議会における患者団体・原告団からのご提案	第14回、15回肝炎対策推進協議会のご意見、及び各委員からのご提案	見直し方針（案）	備考
(4) 国民の責務に基づく取組						
121	肝炎対策基本法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要があり、以下の取組を進めることが重要である。				修正無し	
122	国民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持に重大な影響をもたらす得る疾病であることを理解した上で、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民への普及啓発として、「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」を通じて普及啓発を推進。 ・平成26年4月から「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」を開始。 ・市町村事業による肝炎ウイルス検査体制の確保。 ・平成23年度に肝炎検査受検状況実態把握事業を実施し、肝炎ウイルスの具体的な症状や治療方法について認知している割合は、B型肝炎で11.8%、C型肝炎で13.5%であった 			肝炎検査の重要性を強調する表現に修正する方向	
123	国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性のある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体による普及啓発（「肝炎総合対策国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）」を通じた普及啓発の推進）の実施。 ・肝炎情報センターHPによる情報提供の実施。 ・厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究【(H23～H25)】」の実施。 			基本的な修正無し（微修正程度）	
(5) 肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告						
124	肝炎対策基本法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。本指針は、肝炎をめぐる現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。今後は、本指針に定める取組を進めていくこととなるが、国、地方公共団体等における取組について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎をめぐる状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、策定から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、改正するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況は、肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎対策推進協議会において、肝炎患者・経験者、医療従事者が参加し、肝炎対策の推進を検討。 ・肝炎対策基本指針に定められた取組状況の肝炎対策推進協議会へ定期的報告。 	国は、目標の達成程度について定期的に調査・評価を行い、その結果を肝炎対策推進協議会に報告し、同協議会が定期的に調査及び評価を行って改善に向けた意見を述べる、との趣旨の記載を盛り込むべきである。	「肝炎対策推進協議会及び連絡協議会に定期的に報告するものとする」を追加（溝上委員）。	基本的な修正無し ※患者団体の意見については、120にて反映	

別紙 溝上委員意見について

番号	指針本文	溝上委員意見	対応の方向について
12	<p>肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関(以下「専門医療機関」という。)において治療方針の決定を受けることが望ましい。</p>	<p>・専門医療機関は、「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」(平成19年全国C型肝炎診療懇談会報告書)に基づき、以下①から③を満たした上で、地域における確実な連携体制を確保するために毎年、都道府県に対し専門医療機関としての報告を行うとともに、拠点病院との連携強化を図ることに努める。</p> <p>①専門的な知識を持つ医師による診断(活動度及び病期を含む)と治療方針の決定 ②インターフェロンや新規開発経口剤などの抗ウイルス療法 ③肝がんの高危険群の同定と早期診断とその最新治療法のいずれも行うことができる必要があるとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等の肝疾患患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。</p>	趣旨につき通知等で対応する方向で検討
44	<p>このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するため、拠点病院を中心として、「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」(平成19年全国C型肝炎診療懇談会報告書)に基づき、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要がある。</p>	<p>・地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要があり、定期的に拠点病院と肝炎情報センターが参加する肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会(以下「連絡協議会」とする。)を開催し、以下に関する情報収集、共有、評価、広報を行う。</p> <p>①拠点病院を軸としたPDCAサイクルの確保及びその実績 ②拠点病院、専門医療機関等の診療機能や診療体制、診療実績、地域連携に関する実績や活動状況 ③拠点病院で養成した肝炎コーディネーター数やそのスキルアップ体制状況。</p>	同上
58	<p>肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院及び専門医療機関等のリスト並びに拠点病院において対応可能な肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、当該情報を肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、医療従事者及び国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。</p>	<p>・肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院及び専門医療機関等のリスト並びに拠点病院において対応可能な肝炎医療の内容、肝疾患診療連携拠点病院等人材育成事業(以下、「拠点病院等人材育成事業」という。)、肝疾患診療連携拠点病院支援事業(以下、「拠点病院支援事業」という。)に関して支援及び情報収集を行い、当該情報を肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、肝疾患診療体制強化の一環として、医療従事者及び国民に向けて可能な限り迅速に周知を図る。</p>	同上
101	<p>国及び都道府県は、拠点病院の肝疾患相談センターを周知するための普及啓発を行う。</p>	<p>・国及び都道府県は、拠点病院の相談支援を行う機能を有する部門(以下「肝疾患相談センター」という。なお病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「肝疾患相談センター」との表記を行うこと。)を設置し、①から⑤の体制を確保した上で、当該部門においてアからコまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に肝疾患相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、肝疾患相談支援センターについて積極的に周知すること。</p> <p>①肝炎情報センターによる「肝疾患相談センター相談員研修・基礎研修」及び「専門研修」を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を配置すること。 ②院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外の患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有する患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。 (次頁へ)</p>	同上

番号	指針本文	溝上委員意見	対応の方向について
		<p>③相談支援について、連絡協議会の場合の協議を行い、拠点病院、専門医療機関の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。</p> <p>④肝疾患相談センターの機能について、主治医等から、肝疾患患者及びその家族に対し、周知が図られる体制を整備すること。</p> <p>⑤肝疾患相談センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。</p> <p><肝疾患相談センターの業務></p> <p>ア 肝疾患の病態、標準的治療法等肝疾患診療及び肝疾患の予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供</p> <p>イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び医療従事者に関する情報の収集、提供</p> <p>ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介</p> <p>エ 肝疾患患者の療養上の相談</p> <p>オ 就労に関する相談（産業保健、社会福祉等の分野との効果的な連携による提供が望ましい）</p> <p>カ 地域の医療機関及び診療従事者等における肝疾患医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供</p> <p>キ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援</p> <p>ク 肝疾患相談センターの広報・周知活動</p> <p>ケ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組</p> <p>コ 肝炎コーディネーターの養成とそのスキルアップ支援</p> <p>サ その他相談支援に関すること</p> <p>※ 業務内容については相肝疾患相談センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。</p>	対応の方向について
112	(イ)国は、肝炎情報センターに対し、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、積極的に情報提供が行われるよう要請する。	<p>・国は、肝炎情報センターに対し、我が国の肝炎対策の中核的機関として、以下を要請する。</p> <p>①肝炎対策を総合的かつ計画的に推進し、肝炎医療の質の向上と評価、効果的な医療提供を実現するため、都道府県、拠点病院、専門医療機関と協働して、国内外の知見や診療データの集約、解析及び評価を行うこと。</p> <p>②科学的根拠に基づく肝炎の予防、診療、治療法の情報発信、相談支援、研修及び診療支援に資するための企画、評価、国等への政策提言等、肝炎対策推進の中核的な役割を果たすこと。</p> <p>③地域における拠点病院を軸としたPDCAサイクルの確保のための支援を行うこと。</p>	同上